

一般社団法人 粉体粉末冶金協会 分科会規程

（目的）

第1条 本規程は、定款第35条に定める分科会に関し、その設置および運営について定める。

（設置および構成）

第2条 分科会は、協会が目的達成のために定める事業（定款第3条・第4条）の円滑な遂行のため、必要と思われる分野ごとに設置する。

2. 分科会の委員は、当該分科会の目的に賛同する会員、その他学識経験者から構成する。

（改組および廃止）

第3条 分科会の改組および廃止は、原則2年ごとに行なう。

（主査・委員長の委嘱）

第4条 分科会には主査を置くものとし、主査は理事会の議を経て会長が委嘱する。

（活動費）

第5条 分科会主査は毎年度活動計画概要を提出する。提出された活動計画書は総務委員会において取りまとめ、運営委員長および分科会主査からなる評価委員会において活動費を調整した後、各分科会に支給する。活動費は主査が管理する。

（報告）

第6条 分科会主査は年度末に1年間の活動報告書および会計報告書を提出しなければならない。

（評価委員会）

第7条 前条により提出された活動報告書は総務委員会において取りまとめ、運営委員長および分科会主査からなる評価委員会において2年ごとに分科会の活動評価を行う。

2. 前項の評価結果を理事会に報告し、第3条の改組および廃止を決定する。

3. 分科会の設置については、評価委員会の審議を経て、理事会で決定する。

（コンプライアンス）

第8条 分科会は、各々の研究会の開催、情報交換に際し、コンプライアンスに努める。

（規程の変更）

第9条 本規程の変更は理事会の議を経るものとする。

（附則）

1. 本規程は、2019年9月4日理事会承認。

2. 本規程は、2019年4月1日より施行する。

3. 本規程改訂版は、2025年9月12日理事会承認。

4. 本規程改訂版は、2025年9月12日より施行する。